

産業廃棄物の適正処理について



東京都環境局
産業廃棄物対策課

<はじめに>

産業廃棄物の処理に当たっては、排出事業者責任として委託契約の締結やマニフェストの交付、その他法令に定める基準等を遵守していただく必要があります。

しかし、根拠となる法令等は条文が難しく、間違えやすいポイントも多々あります。

法令等の基本的な事項を押さえ、廃棄物処理の正しい知識を身につけていただきたいと思います。

本日の説明内容

- 1 廃棄物の定義、種類、処理責任
- 2 排出事業者責任について
- 3 産業廃棄物の保管（基準、事業場外保管）
- 4 産業廃棄物処理委託契約について
- 5 産業廃棄物管理票（マニフェスト）について
- 6 委託契約締結やマニフェスト交付に当たっての留意点
- 7 措置命令、罰則
- 8 第三者評価制度について
- 9 有害物等の廃棄物処理について（アスベスト）（水銀）（PCB）
- 10 まとめ

1 廃棄物の定義、種類、処理責任

廃棄物の定義

→ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2条

- ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの

→ 廃棄物該当性の判断 ※「行政処分の指針」(環境省通知)

- 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないため、不要となったものをいう



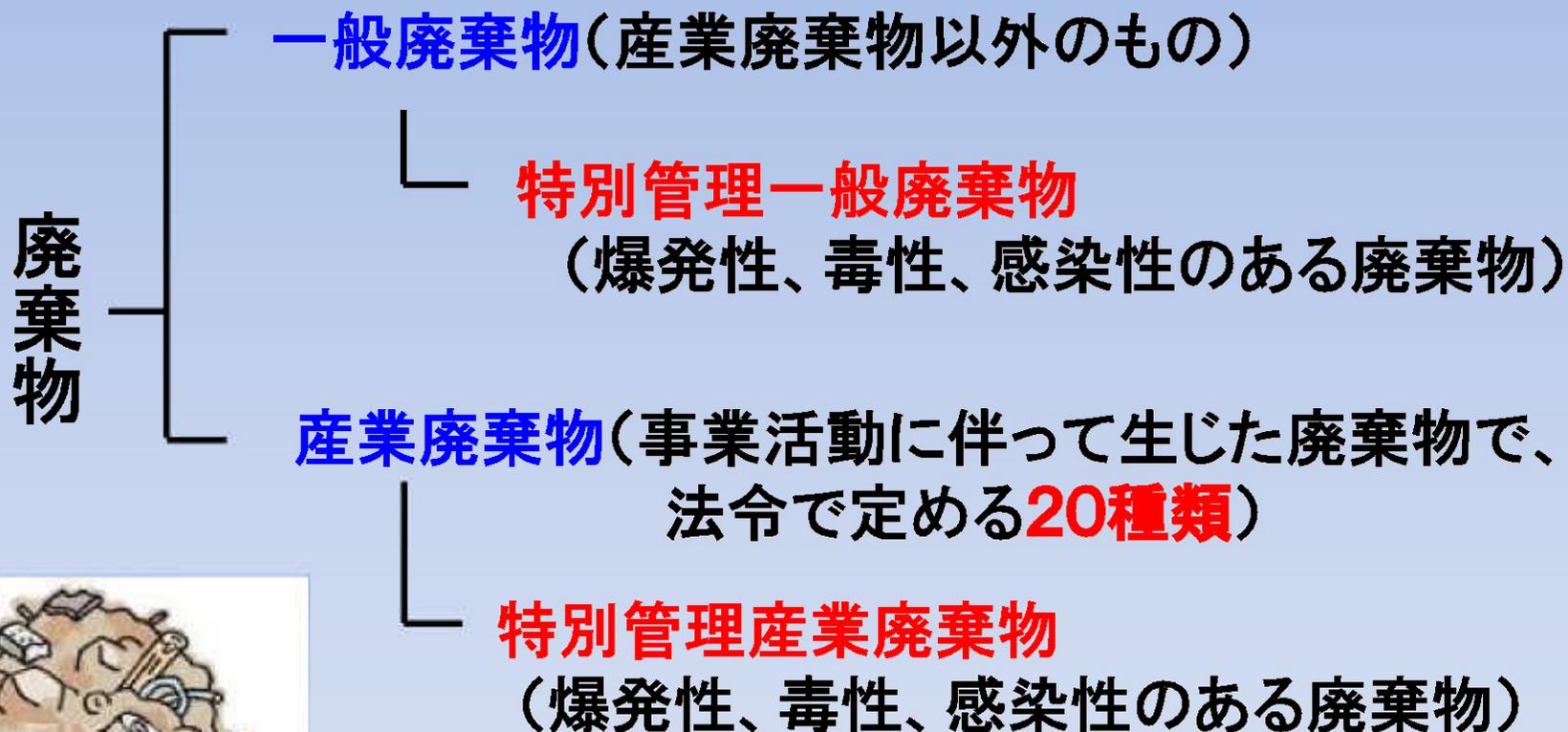
廃棄物に該当するかどうかは

- ① 物の性状
- ② 排出の状況
- ③ 通常の手扱い形態
- ④ 取引価値の有無
- ⑤ 占有者の意思



総合的に
勘案して判断

廃棄物の分類



産業廃棄物の種類①

(あらゆる事業活動に伴うもの)

1	燃え殻	8	金属くず
2	汚泥	9	ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず
3	廃油		
4	廃酸		
5	廃アルカリ	10	鋳さい
6	廃プラスチック類	11	がれき類
7	ゴムくず	12	ばいじん

産業廃棄物の種類② (特定の事業活動に伴うもの)

	種類	具体例
13	紙くず	建設業、パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業等
14	木くず	建設業、木材又は木製品製造業等
15	繊維くず	建設業、繊維工業(繊維製品製造業以外)
16	動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業
17	動物系固型不要物	と畜場、食鳥処理場
18	動物のふん尿	畜産農業
19	動物の死体	畜産農業

20 : 1~19の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記に該当しないもの

一般廃棄物

(産業廃棄物以外のものすべて)

・家庭廃棄物

一般家庭から出されるすべての廃棄物

例： 燃えるゴミ、資源ゴミ、粗大ごみ、その他

・事業系一般廃棄物

事業活動による廃棄物であるが産業廃棄物に該当しないもの

例： オフィスからの紙くずや木製家具、レストランからの厨芥、
その他

・その他

災害廃棄物、火災ゴミ

※ 建築物の解体時等における残置物は建物所有者等の一般廃棄物です。
(平成30年6月22日付け 環境省通知)

廃棄物の処理責任

- ・一般廃棄物

市町村が包括的な処理責任を有する

cf.廃棄物処理法6条、6条の2、地方自治法

- ・産業廃棄物

排出事業者が処理責任を有する

cf.廃棄物処理法3条、11条

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」

※廃棄物処理法では、単に「事業者」という場合、排出事業者のことを指します。

2 排出事業者責任について

問われる排出事業者責任

産業廃棄物の処理委託において不法投棄や不適正処理等が行われた場合は、
実行行為者はもちろん、**排出事業者も責任が問われる**可能性がある。



責任

排出事業者責任



- **事業者の責務(法第3条第1項)**
事業者は、その事業活動に伴って生じた**廃棄物**を**自らの責任において適正に処理**しなければならない。
 - **事業者の処理(法第11条第1項)**
事業者は、その**産業廃棄物**を**自ら処理**しなければならない。

自ら処理できない場合は…
⇒許可を持った産業廃棄物処理業者に**委託**しなければならない
(法第12条第5項)
- 【排出事業者の例外】(法第21条の3)**
「建設工事」の場合、元請業者が排出事業者！

他人に収集運搬又は処分を委託する場合

産業廃棄物の委託に関する規準を遵守

- 収集運搬及び処分についてそれぞれ委託
- 委託基準の遵守
 - 産業廃棄物の収集運搬・処分の業の許可を持った者であり、委託内容が事業の範囲に含まれているもの
 - 書面契約
- 委託した廃棄物の処理状況を確認し、適正処理に必要な措置を講ずる（最終処分されるまで確認）
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用
- 再委託の原則禁止

排出事業者による処理状況確認の努力義務 (法第12条第7項)

- 事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、**当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認**を行い、当該廃棄物について**発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置**を講ずるように努めなければならない。



【確認方法】

- ・実地確認
- ・HPなどの公表情報からの確認
(処理状況・施設維持管理状況など)



3 産業廃棄物の保管（基準、事業場外保管）

産業廃棄物の保管基準

(法第12条第2項、第12条の2第2項
省令第8条、第8条の13)

- ア 周囲に囲いの設置**
- イ 保管場所の表示**
- ウ 保管高さ制限**
- エ 飛散・流出等防止対策**

ア 囲いの設置



イ 保管場所の表示

エ 飛散防止



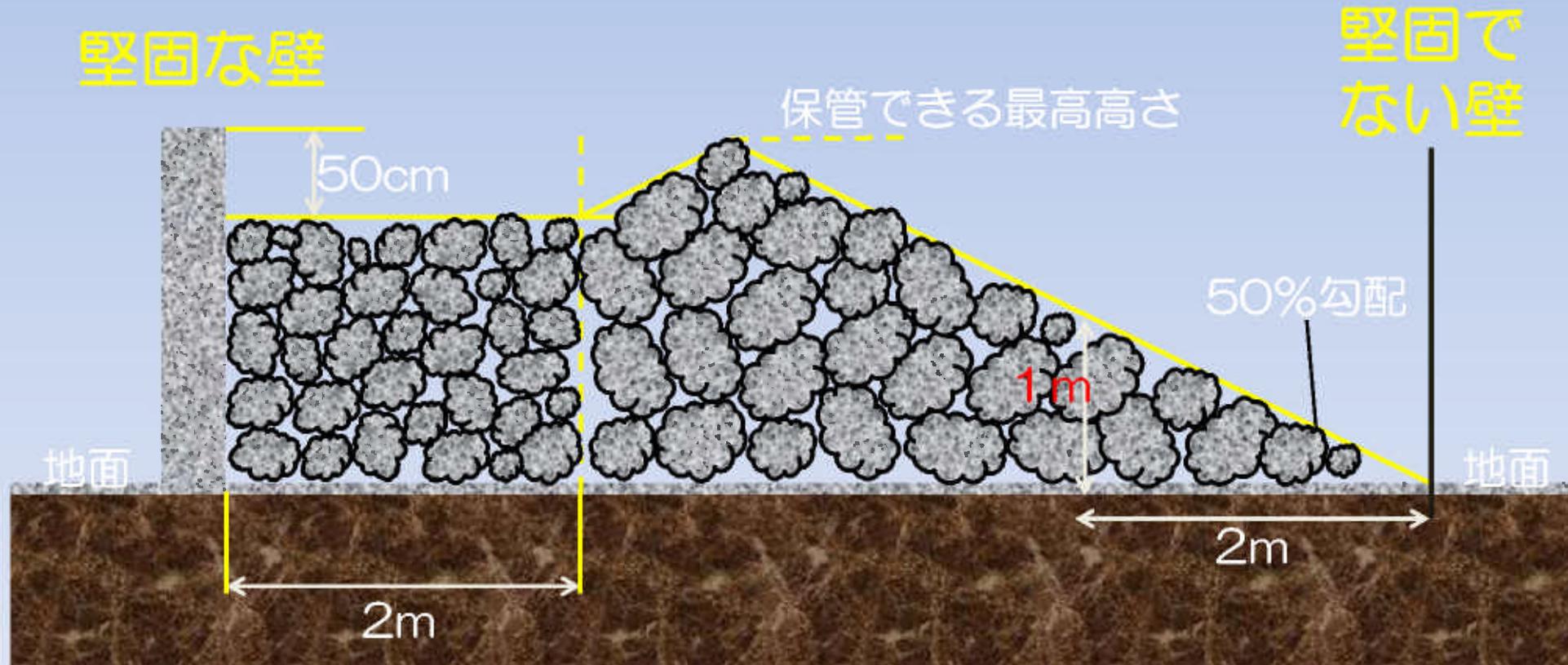
ウ 高さの制限



エ 流出防止



保管基準の具体例 (屋外で容器を用いずに保管する場合)



不適正保管 「都内」



不適正保管 「都内」



事業場外保管

(法第12条第3項及び第4項並びに第12条の2第3項及び第4項)

排出事業者自らが、事業活動に伴い**産業廃棄物を生ずる事業場以外**の場所に**産業廃棄物を保管しようとするときには、あらかじめ保管する前に東京都に届け出**なければならない。

① 対象となる産業廃棄物

建設工事に伴い生ずる産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)

② 対象となる保管面積

300 m²以上の保管場所で行う保管

【次の保管は対象外】

- ・排出事業者が**産業廃棄物収集運搬業の許可(積替保管を含む。)**又は**産業廃棄物処分業の許可**を受けており、その許可の**範囲で行う保管**
- ・排出事業者が**産業廃棄物処理施設の設置許可**を受けており、当該施設で行う**処分又は再生に伴って行う保管**
- ・排出事業者が**PCB特別措置法第8条の届出**を行った場合における、当該届出に係る**PCB廃棄物の保管**

4 産業廃棄物処理委託契約について

産業廃棄物処理の委託契約



【委託基準】(法第12条第5項、6項)

- ・収集運搬業者
 - ・処分業者
- } それぞれと契約
- ・**書面での契約、法定事項を漏れなく記載**
産業廃棄物の種類・数量・性状及び荷姿に関する事項、
契約の有効期間、料金、等
 - ・**書面の添付**
産業廃棄物処理業(収集運搬業、処分業)許可証

委託契約書における法定記載事項①

必要な条項	委託の種類への対応	
	収集運搬	処 分
委託する産業廃棄物の種類	適用	適用
委託する産業廃棄物の数量	適用	適用
運搬の最終目的地	適用	
処分又は再生の場所の所在地		適用
処分又は再生の方法		適用
処分又は再生の施設の処理能力		適用
最終処分の場所の所在地		適用
最終処分の方法		適用
最終処分施設の処理能力		適用
委託契約の有効期間	適用	適用
委託者が受託者に支払う料金	適用	適用
産業廃棄物許可業者の事業の範囲	適用	適用
積替え又は保管（収集運搬業者が積替え、保管を行う場合に限る）		
積替え保管場所の所在地	適用	
積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類及び保管上限	適用	
安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否等	適用	

委託契約書における法定記載事項②

委託者側から適正処理に必要な情報		
産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項	適用	適用
通常の保管で、腐敗・揮発等の性状の変化に関する事項	適用	適用
他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	適用	適用
JIS C0950 に規定する含有マークの表示に関する事項	適用	適用
石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等 又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨	適用	適用
その他取り扱う際に注意すべき事項	適用	適用
契約期間中に適正処理に必要な情報（上記の 6 項目）に変更があった 場合の情報伝達に関する事項	適用	適用
委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項	適用	適用
委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い	適用	適用

☆ 収集運搬と処分の両方の許可を持つ処理業者に収集運搬から処分までを委託する場合は、1本の契約書での契約が可能ですが、その場合の契約書は上表の両方（収集運搬、処分）の項目全てが含まれていることが必要です。

★法定記載事項は契約書の中に全てを記載する必要があります。

東京都が排出事業者向けに作成している「モデル契約書」をご活用ください。

5 産業廃棄物管理票（マニフェスト） について

産業廃棄物管理票 (マニフェスト)



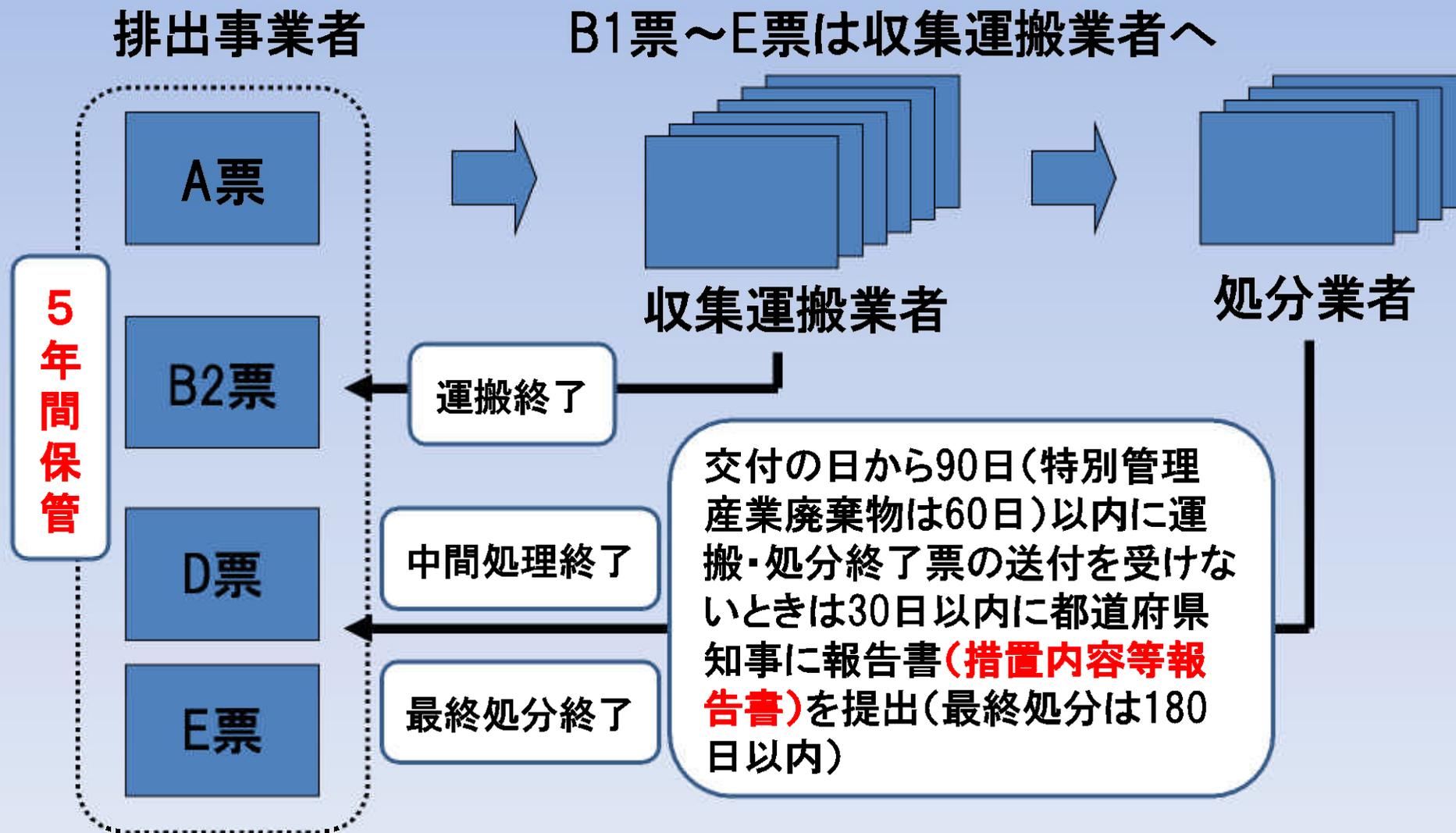
産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、**・産業廃棄物の引き渡しと同時に・**産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した**産業廃棄物管理票を交付しなければならない。**

(法第12条の3第1項)



引き渡した産業廃棄物と一緒に回付して、各段階における返送の確認により、排出事業者等が産業廃棄物の適正処理を確認するツール

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の流れ



紙マニフェスト記載例（A票）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）記載例（1品目）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

発出年月日 平成 27年 9月 6日 発行番号 21257367530 管理番号 東京太郎

発出事業者 東京〇〇株式会社 住所 〒 東京都新宿区西新宿 2-〇-△

受入事業者 新宿工事事務所 住所 〒 東京都新宿区西新宿 〇-〇-△

品名	数量	単位	備考
10kg	10	kg	フレコンバッグ
プラスチック容器			(プラスチック容器)
(破砕)			(破砕)

排出事業者が自ら必要事項を漏れなく記載する

管理票の不交付、不回付、不送付、不記載、虚偽記載、保存義務違反、⇒1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

発行元：公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

「運搬又は処分が終了した場合に、法の「終了の確認」として、照合年月日を記載している。」

- 廃棄物の引渡しと同時
- 廃棄物の種類ごと
- 運搬先ごと

排出事業者が自ら必要事項を漏れなく記載する

管理票の不交付、不回付、不送付、不記載、虚偽記載、保存義務違反、⇒1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

紙マニフェスト記載例 (D票)

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) D票

発行年月日 27 年 8 月 6 日	マニフェスト番号 21257367530	発行事業者 東京太郎																
発出事業者 東京〇〇 株式会社	名称 新宿工事事務所																	
住所 〒 東京都新宿区西新宿 2-〇-△	所在地 〒 東京都新宿区西新宿 〇-〇-△																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1000 廃プラスチック類</td> <td>10kg</td> <td>kg</td> <td>フレコンバッグ</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(プラスチック容器)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(破砕)</td> </tr> </tbody> </table>		品名	数量	単位	備考	1000 廃プラスチック類	10kg	kg	フレコンバッグ	(プラスチック容器)				(破砕)				品名 10kg 単位 kg 備考 フレコンバッグ (プラスチック容器) (破砕)
品名	数量	単位	備考															
1000 廃プラスチック類	10kg	kg	フレコンバッグ															
(プラスチック容器)																		
(破砕)																		
受託事業者 〇〇環境株式会社 住所 東京都新宿区 〇-〇-△																		
最終処分場 〇〇環境株式会社 住所 東京都新宿区 〇-〇-△																		
運搬事業者 〇〇環境株式会社 住所 東京都新宿区 〇-〇-△																		
保管事業者 〇〇環境株式会社 住所 東京都新宿区 〇-〇-△																		
発行事業者 東京太郎	受託事業者 〇〇環境	最終処分場 〇〇環境																
住所 東京都新宿区 〇-〇-△	住所 東京都新宿区 〇-〇-△	住所 東京都新宿区 〇-〇-△																
発行年月日 27 年 8 月 6 日	受託事業者 〇〇環境	最終処分場 〇〇環境																
住所 東京都新宿区 〇-〇-△	住所 東京都新宿区 〇-〇-△	住所 東京都新宿区 〇-〇-△																
1 発出: 〇〇環境株式会社 2 受託: 〇〇環境株式会社 3 最終処分: 〇〇環境株式会社																		

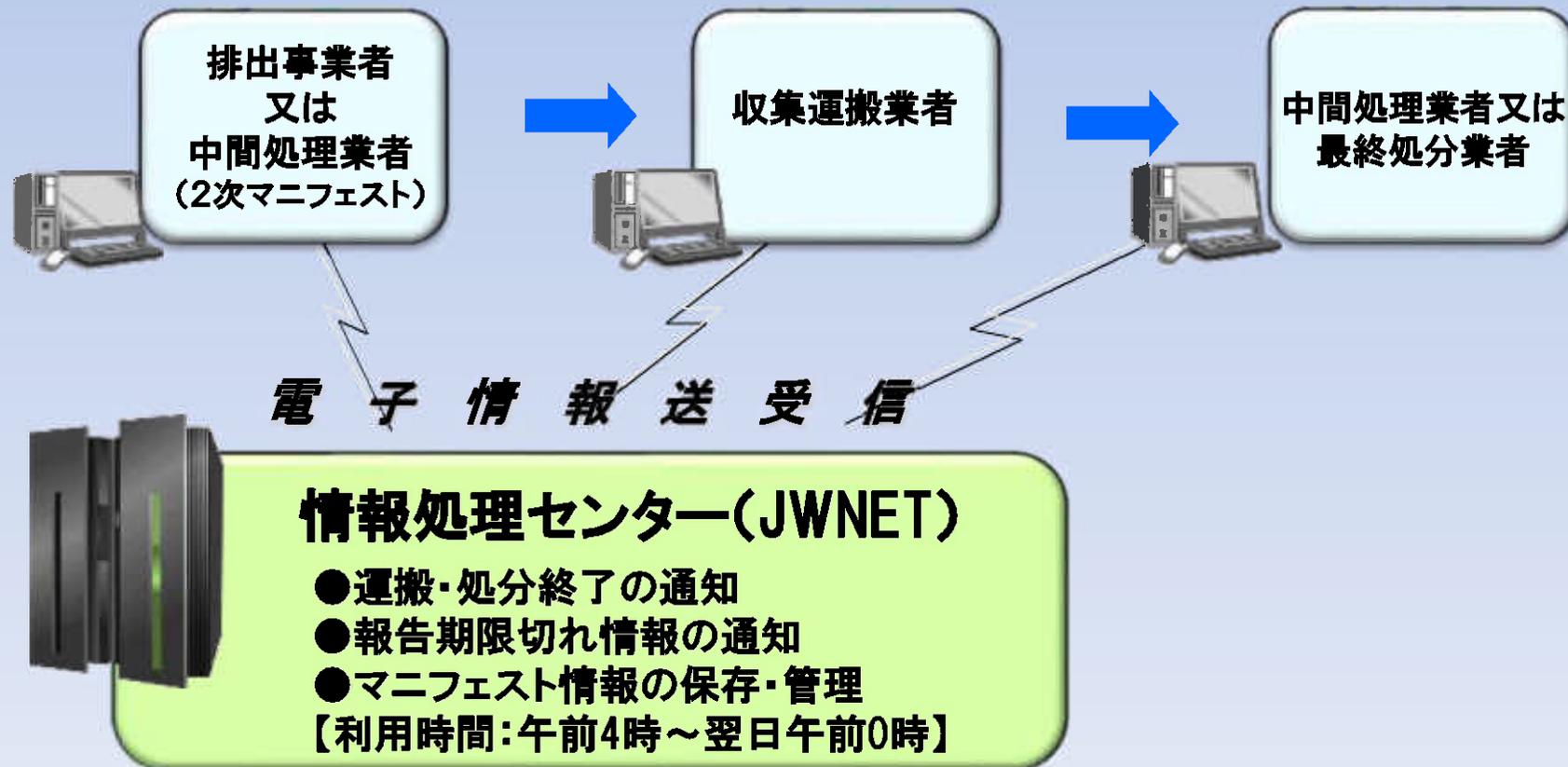
発行元: 公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

廃棄物の処分完了後、
 排出事業者に戻ってくる。
 → 受託者が必要事項を記載している
 か確認
 → 5年間の保存義務

電子マニフェストの概要

電子マニフェストは、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークで、マニフェスト情報を電子化してやりとりする仕組み

排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者の加入が必要



電子マニフェストのメリット

- マニフェストをシステム上で**自動保存するため、紛失の心配なし**
- システムにより、**法定記載項目の入力漏れや、処理の確認期限切れを防止**
- 排出事業者、収集、処分業者の3者が**情報共有し、勝手にデータ修正等ができない**
- マニフェスト交付状況の**行政報告が不要**
(JWNETが一括報告)

事務の効率化、法令遵守の徹底、データの透明性

電子マニと紙マニの比較

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
マニフェストの交付・登録	<p>○廃棄物を収集運搬業者または処分業者に引渡した日から、3日以内※にマニフェスト情報をJWNETに登録</p> <p>※3日以内には以下の①～③は含まれません。 ①廃棄物を引渡した日 ②土日及び祝日(国民の休日) ③年末・年始(12月29日～1月3日)</p>	<p>廃棄物を収集運搬業者または処分業者に引渡しと同時に、マニフェストを交付</p>
処理終了確認	<p>JWNETからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知(電子メール等)や一覧表により確認</p>	<p>○運搬終了報告:B2票とA票を照合して確認 ○処分終了報告:D票とA票を照合して確認 ○最終処分終了報告:E票とA票を照合して確認</p>
マニフェストの保存	<p>マニフェストの保存が不要 (JWNETが保存、5年分は照会・ダウンロード可能)</p>	<p>○交付したマニフェストA票を5年間保存 ○収集運搬業者及び処分業者より送付されてきたB2票、D票、E票を5年間保存</p>
産業廃棄物管理票交付等状況報告	<p>都道府県・政令市に排出事業者からの報告は不要 (JWNETが報告)</p>	<p>報告書を作成し、都道府県・政令市に排出事業者が自ら報告書を提出</p>

現状①（電子化率等）

全国登録件数と電子化の推移



※JWセンター集計 電子化率は分母を5千万で固定

現状②（都内処理業者数）

- 電子マニフェスト対応
処理業者数

→産廃処理業者検索
システムで表示可

○収集運搬 約4,800事業者

○処分 約230事業者

*検索システム

→「東京都 産業廃棄物処理
業者検索」でクリック

https://www.kankyo-sanpai.metro.tokyo.lg.jp/sanpaisearch/search_input.aspx

産業廃棄物処理業者情報の検索

東京都環境の許可を受けている許可業者の情報を検索することができます。
検索条件を一つ以上入力して、「検索」ボタンをクリックしてください。

※ JavaScript を有効にしてください。

都独自の優良認定 産業エキスパート又は産業プロフェッショナル 産業エキスパート 産業プロフェッショナル
東京都の実施している第三者評価制度における認定業者から選択する場合はチェックを入力してください

許可番号
都許可番号(13〜14桁)または環境一許可番号(6桁)半角数字で入力ください。

業者名
業者名の全体的、一部をご入力ください。

代表者氏名
代表者氏名の全体的、一部をご入力ください。

許可住所
業者の本社所在地の全体的、一部をご入力ください。

施設住所
業者の施設所在地の全体的、一部をご入力ください。

業の区分
業の区分を必ず選択してください

許可年月日 西暦 年 月 日 ~ 年 月 日 → [検索方法ヘルプ](#)
許可年月日とは、初めて許可を取った日のことを言います。

取り扱う産業廃棄物
 燃え殻 汚泥 廃油 廃酸
 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず
 繊維くず 動植物性残さ 動物系固形不要物 ゴムくず
 金属くず ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 灰土 がれき類
 動物のふん尿 動物の死体 ばいじん 政令13号物

取り扱う産業廃棄物の種類を選択してください。
複数選択した場合は、選択した全ての産業廃棄物を扱う業者が表示されます。

石棉含有産業廃棄物 水銀使用製品産業廃棄物 水銀含有ばいじん等

登録車両番号
車両番号の全体的をご入力ください。
フォーム番号(13桁)または(14桁)半角数字で入力してください。【例】車両番号0000000000000000

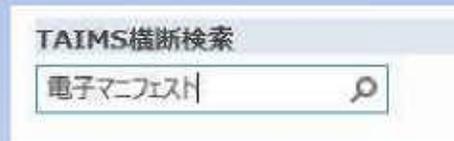
電子マニフェスト 有
環境省指定の公開日付産業廃棄物処理業者センター(環境省)に加入情報を入力することで登録した業者が表示されます。

参 考 情 報

- JWセンターHP

- 電子マニフェストをはじめよう(冊子)
- 電子マニフェスト早わかりムービー

- 庁内ポータルサイト



- 環境局作成動画「電子マニフェストの利用に向けて」

【YouTube動画】

- ・環境局HPに掲載
- ・「資源循環推進部 YouTube」
で検索！

https://www.youtube.com/watch?v=ugw-uG_q9qQ



6 委託契約締結やマニフェスト交付に 当たっての留意点

不適正な処理委託の事例



- 産業廃棄物の許可のない出入りの納品業者等に廃棄物の処理を依頼
- 清掃委託業者に廃棄物の処理を任せている
- 処分業の許可を持たない収集運搬業者に処分も含めて委託している
- 契約書を作成していない、契約書必要記載項目に不備がある
- マニフェストを交付していない
- マニフェストの記載を収集運搬業者に任せている

こんな処理業者には**要注意**！



- 契約書を交わそうとしない
- 「マニフェストはこちらで作成します」と言う
収集運搬業者
- 「中間処理業者はこちらで選んでおきますから」
と言う収集運搬業者
- 「なんでも処理できますよ」と言う処理業者
- リサイクルするので、契約やマニフェストは不要
ですと言う処理業者
- 「うちはリサイクル業者ですから、産業廃棄物
処理業の許可は不要なんです」と言う処理業者

7 措置命令、罰則



措置命令（廃棄物の撤去命令） 【第19条の5、19条の6】

・措置命令とは…

「廃棄物を撤去しなさい」と命令できる
行政処分

⇒ 不法投棄等の実行行為者だけでなく、
排出事業者等にも命令できる

* 青森・岩手県境不法投棄事案でも、
無許可業者に委託した、大手の物流会社や
玩具メーカー等が命令を受け廃棄物を撤去

青森・岩手県境不法投棄



出典:岩手県HP

廃棄物処理法の罰則



違反項目:排出事業者に係る主なもの	罰則
廃棄物の不法投棄、不法焼却、不正輸出	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金 又は併科(法人重課 3億円以下の罰金)
無許可業者への委託	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金 又は併科
措置命令(支障の除去)違反	
委託基準違反(許可内容未確認、契約書不備など)	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金 又は併科
改善命令違反	
マニフェスト不交付、不正交付	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
マニフェスト保存義務違反	
特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反	30万円以下の罰金
報告徴収違反、立入検査に対する拒否・妨害	

不法投棄現場 「他県」



東京都内で実際にあった事例

- 平成15年2月、都内の医療機関及びクリーニング・チェーン店から回収された感染性廃棄物等（感染性廃棄物1,330箱、廃液250個、クリーニング廃棄物2トントラック5台分）が八王子市内の駐車場等に放置されているのが発見される。

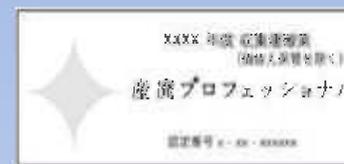


これまで解説したように、排出事業者責任は重く、不適正処理を行うと罰則が適用されたり、措置命令等の行政処分が行われる場合があります。

このため、都では、安心して信頼できる処理業者を選択するためのツールとして「**第三者評価制度**」を設け、**産廃エキスパート**、**産廃プロフェッショナル**として認定しています。

8 第三者評価制度について

産業廃棄物処理業者の「第三者評価制度」 ～優良性基準適合認定制度～



【概要】

都が平成21年10月に全国で初めて創設した、産業廃棄物処理業者を第三者評価機関が評価する制度。業者の任意の申請に基づき、第三者評価機関として都が指定した、(公財)東京都環境公社が評価・認定している。

【ねらい】

- ① 排出事業者に信頼できる処理業者情報の提供
- ② 優良な処理業者の育成と適正処理の推進
- ③ 健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展

第三者評価制度の特徴 ①

① 処理業者の事業内容や取組状況に応じた 2つの認定区分

■ **産廃エキスパート** (第1種評価基準適合業者)

業界のトップランナー的業者

■ **産廃プロフェッショナル** (第2種評価基準適合業者)

業界の中核的役割を担う優良業者



第三者評価制度の特徴②



- ② 処理事業の信頼度の高さ、環境に配慮した
より高度な取組を総合的に評価

■ 評価項目

「遵法性」 「安定性」 「先進的な取組」

■ 審査方法

書面審査 契約書・マニフェスト・帳簿 等

現地審査 経営者面談、作業実態・施設管理状況等

- ③ 第三者評価機関が評価委員会を設置し、
公平・公正に評価・認定

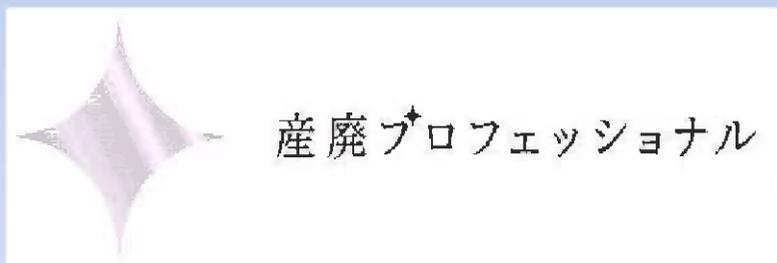
認定業者数(令和6年5月1日現在)

認定区分	認定業者数	業の区分			
		専門性 (感染性)	収集運搬業 (積保除く)	収集運搬業 (積保含む)	中間処理業
産廃取扱パート	150	23	59	86	81
産廃プロフェッショナル	68	21	43	24	23
計	218	44	102	110	104

※複数の業の区分にて申請を行っている業者があるため、認定業者数の合計は整合しない。

【許可証デザイン】

【ロゴ】



型式第九号（第十号の欠損版） 令和 3年 4月 1日 3種資源番号99999号
許可番号 第13-20-999999号

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都新宿区西新宿五丁目8番1号
氏名 株式会社東京太郎
代表取締役 東京 太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の規定を受けた者であることを証する。

東京都知事 **小池百合子**

許可の年月日 令和 3年 1月 2日
許可の有効年月日 令和 3年 1月 1日

1 事業の範囲
(1) 業の区分： 処分（分別処理）
(2) 処分の方法及び取り扱う産業廃棄物の種類
種類： 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上3種類）

2 事業の用に供する施設
施設所在地： 東京都新宿区西新宿五丁目8番1号

施設種別	産業廃棄物の種類	単位処理能力	総合処理能力	設置年月日	廃止年月日	施設許可年月日
破砕機	廃プラスチック類	3.14 (t/日)	3.58 (t/日)	平成2年7月1日	—	—
	金属くず	1.59 (t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	2.85 (t/日)				

3 許可の条件
(1) 作業時間は、原則として9時から17時までとすること。
(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の福祉と安全を確保する産業に関する条例」及びその他の関係法令の規定を遵守すること。
(3) 中間処理は、本部の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の新設・変更の状況
平成 3年 1月 2日 新規許可
令和 3年 1月 2日 更新許可 第6回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

産廃エキスパート 都認定番号:1-20-C9999SD

このマークは東京都の発給認定事業者のマークです。

東京都

令和3年よりデザインを変更

9 有害物等の廃棄物処理について (アスベスト)

アスベスト（石綿）廃棄物について

○廃石綿等（飛散性アスベスト、レベル1、レベル2）

- ・建築物その他の工作物（建築物等）に用いられる材料であって石綿を吹きつけられたものから石綿建材除去事業により除去された当該石綿。
- ・人の接触、気流及び振動等により石綿保温材等と同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材
- ・特別管理産業廃棄物として特に慎重に処理

○石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト、レベル3）

- ・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの
- ・普通の産業廃棄物として処理（破砕せずに埋立）

アスベスト含有建材の産業廃棄物の種類

対 象	石綿含有吹付け材		保温材・断熱材・耐火被覆材		保温材	石綿含有成形板等 (石綿含有けい酸カルシウム板第1種、石綿含有下地調整塗材)・石綿含有仕上塗材
作業内容	除去	封じ込め 囲い込み	通常の除去	掻き落とし等 による除去	非石綿部で切断・ 搬出	手ばらし解体
基本レベル	レベル1		レベル2	レベル1に準じ る	レベル2	レベル3
産業廃棄物の 分類	特別管理産業廃棄物 (廃石綿等)					石綿含有産業廃 棄物
主な使用用途	鉄骨、はり耐火被覆材 天井断熱材 機械室吸音材		配管保温材 煙突断熱材			天井、壁材 住宅屋根材、外壁材 建築用仕上塗材 等

注) 作業に使用したシート、マスク、保護衣、作業着等は特別管理産業廃棄物と同等に解釈される場合がありますので、取扱いについては各自治体にお問い合わせ下さい。

アスベスト廃棄物の取扱い（保管場所の表示）

【石綿含有産業廃棄物の保管場所の例】

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃プラスチック、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む)
管理者の氏名 及び 連絡先	〇〇〇〇〇会社 電話 〇〇〇〇 ××××
最大保管高さ (屋外で容器を用いずに保管する場合に記載)	〇〇m

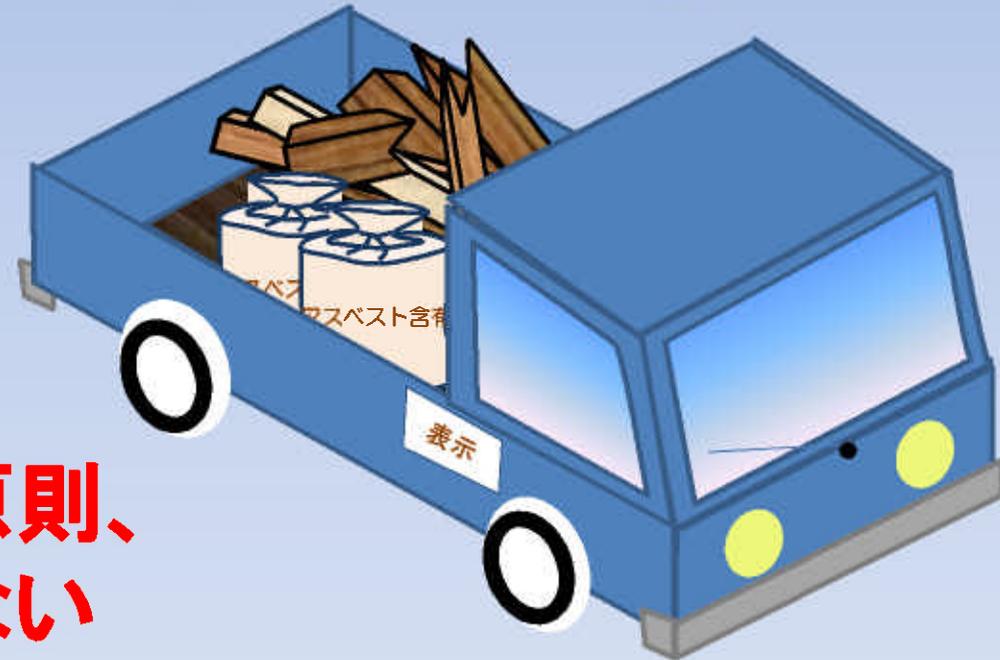
【廃石綿の保管場所の例】

特別管理産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃石綿等
管理者の氏名 及び 連絡先	〇〇〇〇〇会社 電話 〇〇〇〇 ××××
最大保管高さ (屋外で容器を用いずに保管する場合に記載)	〇〇m

60cm × 60cm以上の大きさ

アスベスト廃棄物の措置

容器に入れるなどして、他の物と分けて運搬



石綿含有廃棄物は、原則、
運搬途中で破砕等しない

アスベスト廃棄物の処分

破砕等の処理は認められていません！

① 溶融

ア 溶融設備で溶融

イ 溶融後は、普通の産業廃棄物
(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)

② 最終処分(埋立)

ア 廃石綿等 ・大気中への飛散防止措置(二重梱包)
・管理型処分場の一定の場所に埋立て
・飛散防止の覆土

イ 石綿含有産業廃棄物
・安定型処分場の一定の場所に埋立て

参考資料（ホームページ）

●環境省

「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」

<https://www.env.go.jp/content/900534247.pdf>

●国土交通省「目で見えるアスベスト建材」

https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3/01.pdf

9 有害物等の廃棄物処理について (水銀)

水銀廃棄物に関する廃棄物処理法施行令の改正経緯

- 平成25年10月 「水銀に関する水俣条約」の採択
- 平成27年 2月 中央環境審議会「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）」
- 平成27年11月 「廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令」の公布



「廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令」の改正概要

廃掃法上の区分	平成28年4月1日施行	平成29年10月1日施行
廃水銀等	「廃水銀等」を特別管理産業廃棄物に指定 など	処分基準の追加 など
水銀含有ばいじん等	—	「水銀含有ばいじん等」の区分新設 など
水銀使用製品産業廃棄物	—	「水銀使用製品産業廃棄物」の区分新設 など

水銀廃棄物の廃棄物処理法上の分類（イメージ）

特別管理産業廃棄物

①廃水銀等

②特定有害産業廃棄物
(鉍さい、ばいじんなど5品目)

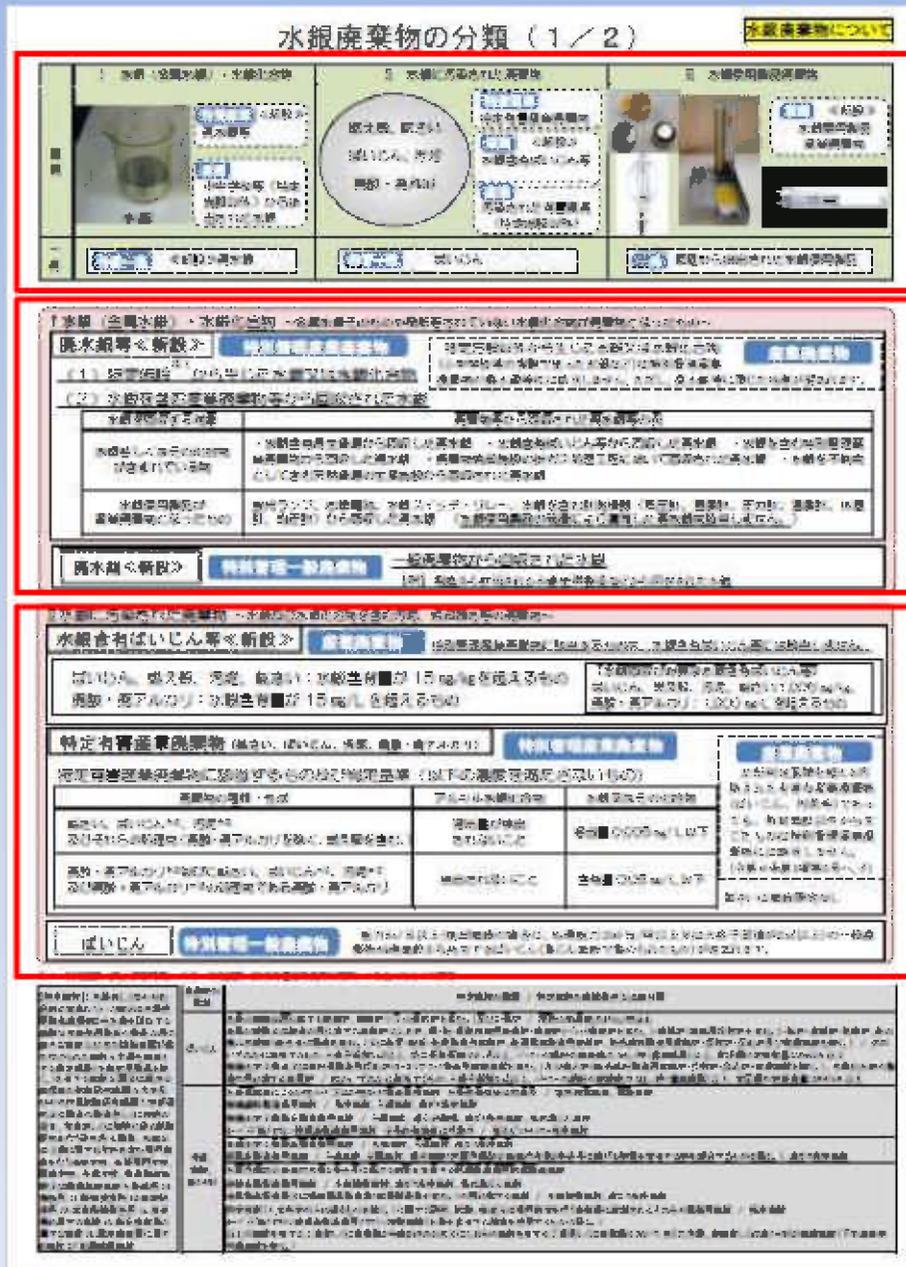
(普通の) 産業廃棄物

③水銀含有ばいじん等
(ばいじん、鉍さいなど6品目)

④水銀使用製品産業廃棄物
(金属くず、廃プラなど20品目)

水銀廃棄物だが、法令上①～④に該当しない物
(性状により①～④に準じた取扱いが望ましい)

東京都環境局リーフレット 「水銀廃棄物の取扱いについて」 (1/4ページ)



①水銀廃棄物の分類と
廃棄物処理法上の区分の概要

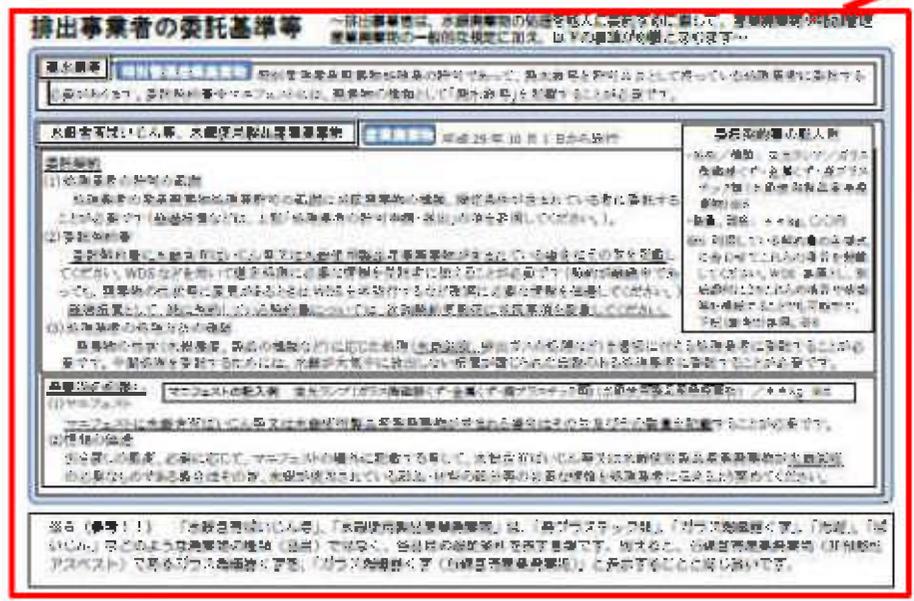
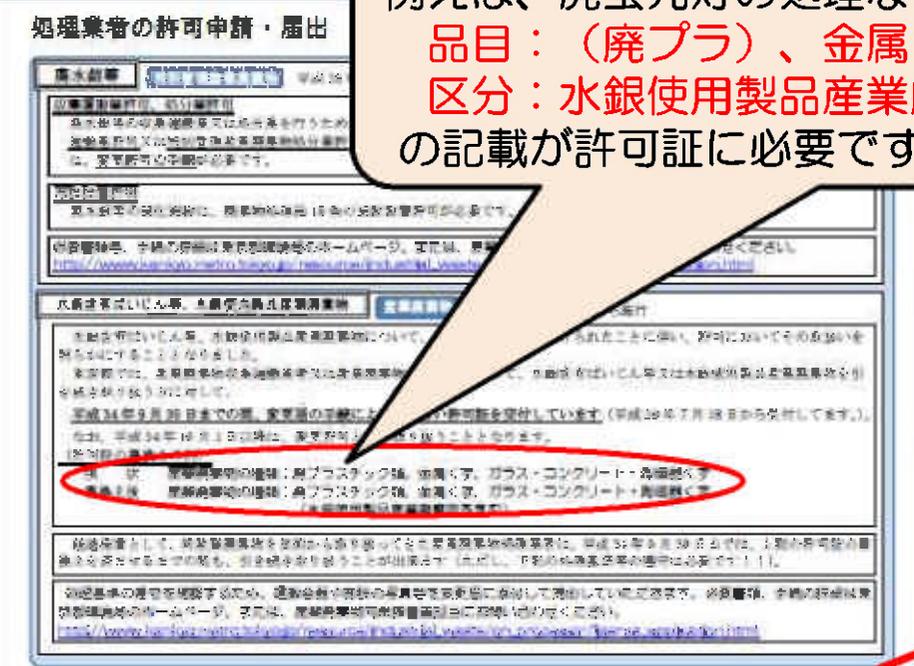
②水銀 (金属水銀)・水銀化合物
●特別管理産業廃棄物 (廃水銀等)
通常の産業廃棄物の区別

③水銀に汚染された廃棄物
●特別管理産業廃棄物 (特定有害
産業廃棄物)、産業廃棄物 (水
銀含有ばいじん等)、通常の産
業廃棄物の区別

●水銀回収の対象

東京都環境局リーフレット 「水銀廃棄物の取扱いについて」 (3/4ページ)

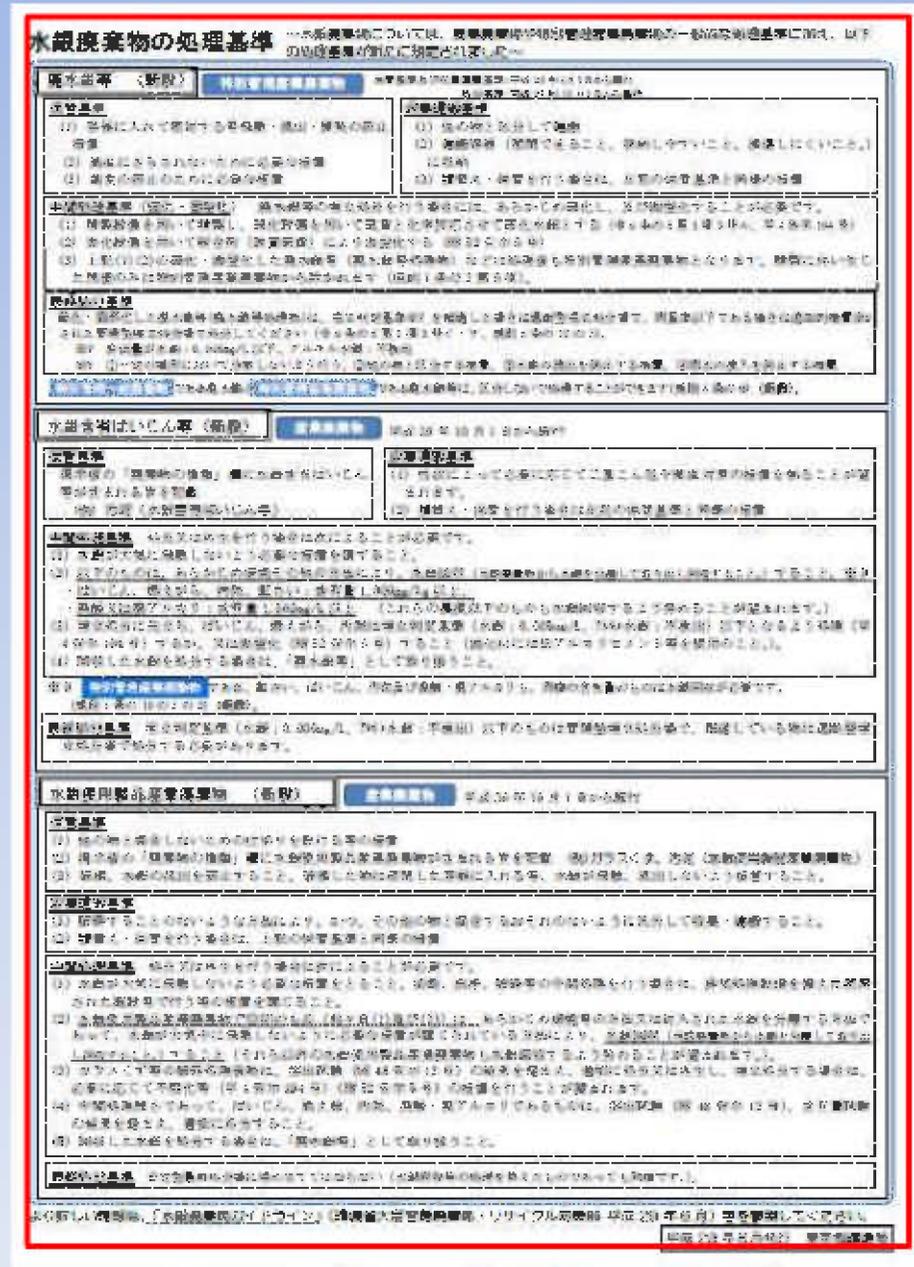
例えば、廃蛍光灯の処理なら・・・
品目：(廃プラ)、金属くず、ガラスくず
区分：水銀使用製品産業廃棄物
 の記載が許可証に必要です。



⑤排出事業者の委託基準等

- 水銀廃棄物の処理委託時の契約書、マニフェストの記載など
- 廃棄物の内容に応じて、「廃水銀等」、「特定有害産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」、「水銀使用製品産業廃棄物」を扱えることが許可証に記載された処理業者への委託が必要（経過措置における例外あり）

東京都環境局リーフレット「水銀廃棄物の取扱いについて」(4/4ページ)



⑥各水銀廃棄物の処理基準

- 排出事業者による事業所での保管時には**保管基準の遵守**が、自らの運搬時には**収集運搬基準の遵守**が必要
- 処理業者（収集運搬業者、処分業者）への委託では、**その業者が処理基準を遵守していることの確認**が大切

参考資料（ホームページ）

●東京都環境局「水銀廃棄物の取扱いについて」

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/data/publications/resource/industrial_waste/index.html

※ 本日もご紹介したリーフレット

「水銀廃棄物の取扱いについて」のPDF版を掲載

●環境省「水銀廃棄物関係」

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/>

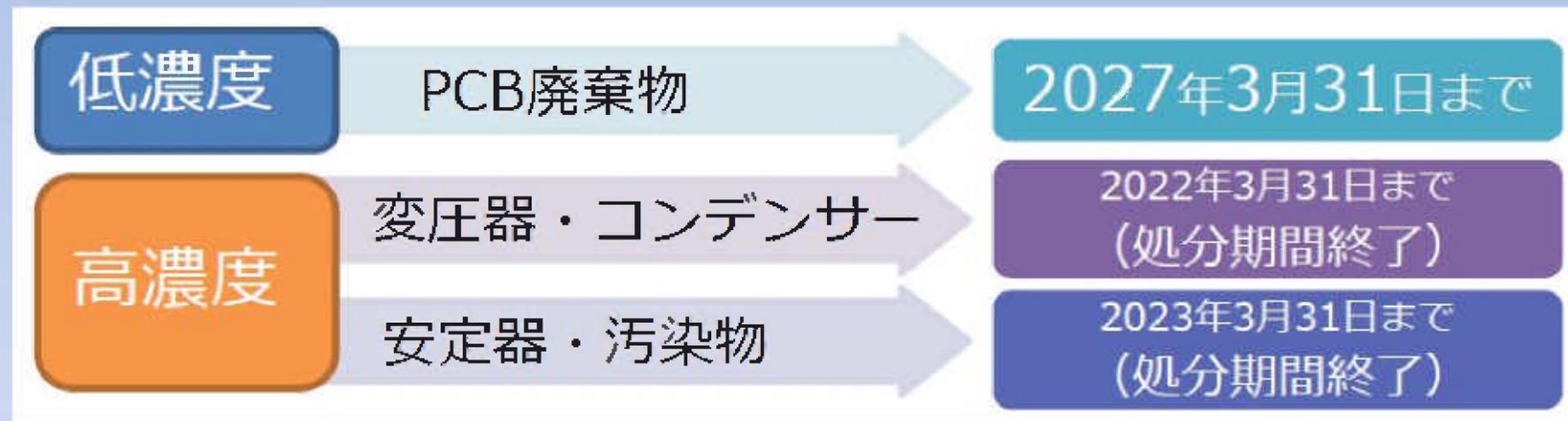
「水銀廃棄物ガイドライン」

「廃棄物処理法施行令等の改正に関するQ&A」など

9 有害物等の廃棄物処理について (PCB)

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物

処理期限が法律で定められています！
期限内処理にご協力をお願いします。



→詳細はコチラ

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/data/publications/resource/industrial_waste/index.files/PCB.pdf

10 まとめ

適正な産業廃棄物処理に向けて



- 処理委託するまでの産業廃棄物の保管は適正か
- 産業廃棄物処理委託契約は適正か
- マニフェストの交付・確認・保管は適正か
- 処理料金は適正か。直接払いか
- 処理（運搬・処分）状況の確認は行っているか
- 優良業者の活用を（第三者評価制度等）
- 有害廃棄物はそれぞれの基準を遵守できているか

参考情報（パンフレット類）

- ☆ パンフレット、ガイドブック等
 - 「東京都 産業廃棄物 広報」でクリック
 - 産業廃棄物適正処理ガイドブック（令和元年10月）
 - 産業廃棄物適正処理ハンドブック（令和4年5月）
 - 水銀廃棄物の取扱いについて（平成30年5月）
 - 建設廃棄物を適正に処理するために（平成23年10月）
 - 建設工事・解体工事を行う皆様へ（令和4年5月）

- ☆ リチウムイオン電池の処理関係
 - 「リチウムイオン電池 混ぜて捨てちゃダメ！」プロジェクト（東京都）
 - 使用済みリチウムイオン電池は分別して適切に排出してください（環境省）

- ☆ 産業廃棄物処理委託モデル契約書
 - 「東京都 産業廃棄物モデル契約書」でクリック

参考情報（重要通知、連絡先等）

☆ 環境省通知

- 産業廃棄物管理票制度の運用について
（平成23年3月17日）
- 廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について
（平成29年3月21日）
- 排出事業者責任に基づく措置に係る指導について
（平成29年6月20日）
- 行政処分の指針について
（令和3年4月14日）

☆ 処理業者を探す

- 東京都処理業者検索システム
「東京都 産業廃棄物 処理業者」でクリック
- 東京都産業資源循環協会 03-5283-5455

☆ 全般的なお問合せ

- 東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課指導担当
03-5388-3586

産業廃棄物の適正処理にご協力を
お願いいたします！



研修、お疲れ様でした。